

名古屋市から固定資産税・都市計画税（土地・家屋）についてのお知らせ

名古屋市内に所在する土地・家屋の固定資産税・都市計画税について、個人の所有者の方が亡くなられた場合、相続登記されるまでの間その土地・家屋を現に所有している方（相続人など）から、住所・氏名など必要な事項を申告していただくことになりました。

申告が必要な方

名古屋市内に所在する土地・家屋の所有者の方が亡くなられたことにより、現に所有している者であることを知った方

- ※ 現に所有している者とは、法定相続人（亡くなられた方の配偶者、子など）、遺産分割により土地・家屋を所有することとなった方などをいいます。
- ※ 相続登記をされた場合は申告の必要はありません。
- ※ 相続放棄をされた方は申告の必要はありません。

申告方法

固定資産現所有者申告書に必要書類を添えて市税事務所に提出

<必要書類>

次のいずれかの書類（いずれの書類も写しで差し支えありません。）

（１）法定相続の場合（遺産分割が完了していない場合）

現所有者が法定相続人であることを証する戸籍の謄本若しくは抄本又は登記官が交付する法定相続情報一覧図の写し

（２）遺産分割が完了している場合

ア 指定分割の場合

公正証書遺言書の写し、家庭裁判所の検認を受けた遺言書の写し又は遺言書保管官が交付する遺言書情報証明書

イ 協議分割の場合

遺産分割協議書の写し及び法定相続人全員の印鑑登録証明書の写し

ウ 調停分割の場合

調停調書の謄本

エ 審判分割の場合

審判書の謄本

申告期限

現に所有している者であることを知った日の翌日から3か月を経過した日

申告をされると

申告の内容を基に本市が調査を行い、新たに納税義務者となられる方を決定します。これ以後、納税通知書は新たに納税義務者となられた方（共有の場合は代表者の方）に送付します。

なお、登記所で相続登記の手続きをされると、その翌年の4月から始まる年度分以後の固定資産税・都市計画税は、登記簿上の所有者に課税されます。

※ 申告をしなかった場合、10万円以下の過料が科されることがあります。

お願い

名古屋市内に所在する土地・家屋の所有者の方が亡くなられた場合は、土地・家屋が所在する区を担当する市税事務所固定資産税課担当係までご連絡ください。申告書を送付させていただきます。

お問い合わせ先

名 称		電話番号
名古屋市栄市税事務所固定資産税課 (担当区：千種・東・北・中・守山・名東)	土地調査係	(052) 959-3307
	家屋係	(052) 959-3308
名古屋市ささしま市税事務所固定資産税課 (担当区：西・中村・中川・港)	土地調査係	(052) 588-8007
	家屋係	(052) 588-8008
名古屋市金山市税事務所固定資産税課 (担当区：昭和・瑞穂・熱田・南・緑・天白)	土地調査係	(052) 324-9807
	家屋係	(052) 324-9808

※ 申告制度について、詳しくは、名古屋市ウェブサイトをご覧ください。

名古屋市ウェブサイト

現に所有している者の申告制度

検索

右記二次元バーコードからもご覧いただけます。

